平成２９年（フ）第６２８２号
東京都中野区野方１丁目11―15
債務者　香川知加裕
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８０１号
横浜市港北区大豆戸町1210番地１　ＴＯＰ新横浜Ｎｏ１　303
債務者　阿部　剛智
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８１７号
横浜市栄区飯島町1753番地１　ルミエール渡辺201号
債務者　長谷川穂香
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８１９号
横浜市緑区霧が丘３丁目24番地　霧が丘グリーンタウン２棟202号
債務者　庄司　政男
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６０７号
横浜市中区長者町６丁目88番地１　グランアルベーラ横浜関内1207号室
債務者　白谷　　認
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２２号
横浜市瀬谷区三ツ境66番地３　市営三ツ境ハイツ21棟304号
債務者　小川まゆみ
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２１６号
大阪府箕面市森町中３丁目24番９号
債務者　原田美由紀
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４３７号
大阪市平野区平野西１丁目６番30号　カサデパーチェ301
債務者　阪口　　愛（旧姓北橋）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７１号
大阪府豊中市桜の町１丁目２番10―306号
債務者　伊勢　　誠
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７０号
岡山市北区東花尻289番地15、旧住所徳島県吉野川市鴨島町知恵島1052番地３
債務者　矢部　朋子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３１号
岡山市中区関550番地　プラセールタチバナ106号
債務者　角田　愼治
1　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４２号
東京都東久留米市小山２丁目９番16号ハウスオブクリエイト102
債務者　方志　マサ
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月１日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７４５号
東京都町田市金井町3032番地11ＧｒａｃｅＳＡＫＵＲＡⅠ203
債務者　稲見　大輔
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６０２号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート８―305
債務者　佐藤　行平
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６０３号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート８―305
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部